

令和3年度中小企業庁委託事業

下請かけこみ寺活用事例集

公益財団法人全国中小企業振興機関協会

下請かけこみ寺本部

目 次

【ご利用にあたっての注意事項】	1
令和3年度下請かけこみ寺活用事例(新規)	
I. 下請代金法関係	
① 適用範囲	2
II. その他	
① 無料弁護士相談	3
② オンライン相談	4
III. ADR(裁判外紛争解決手続き)	
① 事件1	5
② 事件2	6

【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本活用事例集は、下請かけこみ寺の相談事業について理解を深めていただき、多くの中小企業の皆様に、企業間取引に係る紛争の解決等に下請かけこみ寺を利用していただくために作成したものです。
2. 本活用事例集の作成にあたっては、下請かけこみ寺に相談があった事例を参考にしつつ、分かりやすく作成しました。
また、相談者等の秘密保持の観点から、掲載事例は実際の個々の相談事例と異なるものであることにご留意願います。
相談活用事例については、取引相手方企業が明らかに下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)に違反しているおそれがあり、相談者が行政による厳正な法の執行を求めた場合の事例は掲載していません。
3. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの下請かけこみ寺の専門家にご相談するようにしてください。
4. 下請かけこみ寺では、中小企業の皆様方の債権回収代行は出来ませんが、債権回収や疑問点解決のための助言をさせていただいておりますので、遠慮なく相談してください。
なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

令和3年度下請かけこみ寺活用事例

I. 下請代金法関係

① 適用範囲

《相談内容》

デザイン事業者 A 社(資本金:5000 万円)は、B 県総務労働部からチラシのデザインを依頼されました。行政機関が発注者となる場合に下請法は適用されるのでしょうか。

また、例えば、注文書に納品日が記載されていても、納品日に受領をしてくれない場合にはどのように交渉をすればいいのでしょうか。

《無料弁護士アドバイス内容》

下請法は、企業間取引を対象としたものでありますので、出資金のない行政機関(国、地方公共団体等)が発注者である場合には、下請法の適用はありません。

ただし、行政が発注し、広告代理店等が元請(親事業者)となった場合、その一部をデザイン事業者が受託した場合には、下請法上、情報成果物作成委託の類型 2 に該当し、下請法の対象となります。

また、特殊法人や独立行政法人等のうち、出資金のある法人については、出資金規模によっては下請法の対象となり得ます。

行政機関が、注文書に記載されている納品日に受領しない場合には、受領しない理由をきちんと説明してもらい、双方で協議することが大事です。また、そのやり取りをきちんと文書・書面化にされることを社内で周知するようにして下さい。

《留意点、考え方等》

なお、行政が行う発注については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」によって規定されております

[\(目次に戻る\)](#)

令和3年度下請かけこみ寺活用事例

Ⅱ. その他

① 無料弁護士相談

《相談内容》

食品の粉末・乾燥加工を委託されている下請事業者 A 社(資本金:個人事業主)は、親事業者 B 社(資本金:不明)から令和2年6月より令和3年3月まで商品の発注を受け、加工納品を行っていましたが、代金の支払いが無く、請求書を送付しても連絡もありません。相手方に連絡しても代表者に取次がないため、話し合いもできないでいます。支払いを求めるにはどのように対応すればいいのでしょうか。

《無料弁護士アドバイス内容》

相手方がなぜ支払をしないのか分かりませんが、先方の対応からすると、おそらく何度請求書を送っても同じかと思われます。解決するためには、調停(ADR)又は訴訟を検討する必要がありますが、手元の資料が十分ではない場合には、改めて資料を集めなければなりません。例えば、商品単価は、相手方からのメールを探しプリントアウトすればよいですし、納品した日や数量を明らかにするには、相手方のサインのある納品書を探すとよいでしょう。全てが揃う方が良いですが、無いものがあったとしても、それで裁判手続きを諦めるのではなく、あるもので立証していく方法を考えましょう。この作業は専門的になるので、実際に手続をする際には弁護士に依頼するとよいと思います。

なお、相手方が取引をやめた理由次第では、訴訟を提起すると、反訴が提起される可能性もあります。それに備えて、反論材料を確認しておくのが良いでしょう。

《留意点、考え方等》

調停又は訴訟による解決を図るためにも「発注書」、「納品書」、「支払請求書(写し)」の保管が重要です。書面が無い場合は、メールも重要な証憑となるので保管をするようにしておきましょう。

また、相手先が書類の発行及びメールでの発注を行わず、口頭の場合は、相談者側から書面、メールで発注内容の確認を行うことである程度代用できます。

[\(目次に戻る\)](#)

令和3年度下請かけこみ寺活用事例

② オンライン相談

《相談内容》

個人事業者A社のところへ、ある事業者B社の営業担当が訪問してきました。B社の担当の説明では、B社の節電器を設置すれば電気の使用量が60%ぐらい節約できるということだったので、十分な説明も聞かず、また契約書もよく確認せずに、当該節電器に関するリース契約書に署名してしまいました。

効果に不安もあったので、その旨担当者に伝えたところ、効果が得られない場合には、半額の支払いでよいとの条件を口頭で言われていたのですが、一定期間使用したものの、効果が得られませんでした。B社に対し現場にきて点検・確認するなど、なんらかの対処をして欲しいと再三要請をしましたが、担当者が退職したなど言い逃れするばかりでまったく誠意がありません。Aがこのリース契約を解約するには、どうしたらよいでしょうか。

《下請かけこみ寺アドバイス内容》

事業者間の契約は消費者法の適用がありませんので、例えば、忙しくて十分な説明を聞かなかつた、あるいは相手方の提示した契約書は後で確認することとしてとりあえず押印してしまったなどといった理由で解約や取り消しをすることが原則として困難なため、トラブルになることがあります。契約を結ぶに当たっては、慎重な対応を心がけ、後になってリース等の負担のみが残ってしまったなどとならないように注意されることが大事です。また、説明どおりの節電の効果を得られない場合には、相手方が具体的にどのような責任を負うかなどについて、説明があった場合、口頭で済まさず、書面で提示させることが必要でしょう。今回のようなケースでは、一度、弁護士に相談され、アドバイスを確認されてから、相手方と交渉するとよいでしょう。

《留意点、考え方等》

リース契約の申込みにあたっては、説明内容と申込書をきちんとチェックし、解約に対して相手方が説明した約定になっているかどうか確認されることが大事です。また、個人事業者を狙う悪徳商法まがいの業者もおりますので、うかつに契約しないように注意する必要があります。

[\(目次に戻る\)](#)

令和3年度下請かけこみ寺活用事例

Ⅲ. ADR(裁判外紛争解決手続き)

① 事件1

《概要》

A社(資本金:1,000万円)は、OA機器関連商品を中心に設計及び開発業務を行っています。

B社(資本金:3億円超)より、転写印刷方式のプリンターの開発と試作品の製造委託を受け、総額6,700万円で請負契約を結び、着手金及び外注費として3,100万円の支払いを受けました。B社の指定納期は9か月後でしたが、試作品製造が間に合わなかったところ、B社より納期遅延を理由に契約を解除され、残金の3,600万円の支払いはしないとされました。

そのため、残金の支払いを求め調停を申立てました。

《申立人主張》

契約金の残額3,600万円の支払い。

《相手方主張》

請負契約である以上納期までに完成品の納入義務があり、それが実行されなかったことによるための契約解除であり、支払い義務はない。

《調停結果》

調停弁護士による調停を5回実施した結果、申立人に対しては、請負契約のため完成品の未納による責任があり、残金全額の支払いは受けられないとする一方、相手方に対しては、製品の出来高から判断して、残金の一部である700万円を支払うことを提案し、この内容で和解しました。

[\(目次に戻る\)](#)

令和3年度下請かけこみ寺活用事例

Ⅲ. ADR(裁判外紛争解決手続き)

② 事件2

《相談内容》

(概要)

A社(資本金50万円)は戸建ての下請建築工事事業者であり、B社(資本金2,000万円)は注文住宅専門の設計・施工事業者です。

A社とB社は、10年以上の取引がありますが、今まで何のトラブルもなく、支払関係も順調に行われていました。

今般、A社はB社より2棟の新築工事を請負い、納期までに完成して、施主に引き渡したものの、2棟分の請負代金約360万円の支払いがされていません。

(申立人主張)

契約金残額360万円の支払い。

(相手方主張)

以前からのやり取り同様に、それぞれの工事現場において、60万円及び40万円、2棟合わせて100万円の減額要請を行い、申立人の了解を得ていました。

支払いが資金繰りの関係で遅れてしまいましたが、260万円であれば支払いに応じます。

(調停結果)

調停弁護士による調停を3回実施した結果、申立人に対して減額要請の有無を確認したところ、事実と認められたことから、請求額を260万円とし、相手には速やかな支払いをすることで和解が成立しました。

[\(目次に戻る\)](#)